

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定
都市計画日本橋室町一丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		日本橋室町一丁目地区第一種市街地再開発事業				
施 行 区 域 面 積		約 1.1ha				
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		自動車専用道路	都市高速道路第 4 号線分岐線	別に都市計画において定めるとおり。		
		幹線街路	放射第 28 号線	別に都市計画において定めるとおり。		
			補助線街路第 158 号線	別に都市計画において定めるとおり。		
		区画街路	特別区道中日第 19 号線	幅員 6m〔6m〕、延長約 150m		既設（再整備）
			特別区道中日第 147 号線	幅員 4m〔8m〕、延長約 50m		既設（再整備）
		特殊街路	歩行者専用道	幅員 8m〔8m〕、延長約 15m		新設
建 築 物 の 整 備	街区番号	建 築 面 積	延べ面積〔容積対象面積〕	主 要 用 途	高 さ の 限 度	備 考
	A	約 4,150 ㎡	約 114,500 ㎡〔約 93,400 ㎡〕	店舗、事務所、 住宅、駐車場 等	高 層 部 180m 低 層 部 35m	・高さの基準点はT.P.+5.1mとする。 ・立体道路制度を活用し建築物等の 整備を行う。 ・本事業完了後におけるC街区及び D街区の建築物の整備内容は、都 市再生特別地区に定めるとおり。 ・A街区の延べ面積及び容積対象面 積は国家戦略特別区域法第 16 条 に規定する国家戦略住宅整備事 業に係る認定を受け、同条第 2 項 第二号の数値又は同項第三号の 算出方法により算出した数値を 容積率の最高限度とした場合の 数値。
	B	約 250 ㎡	約 650 ㎡〔約 550 ㎡〕	店舗等	15m	
	C	約 20 ㎡	約 20 ㎡〔約 20 ㎡〕	倉庫等	5m	
	D	約 20 ㎡	約 20 ㎡〔約 20 ㎡〕	倉庫等	5m	

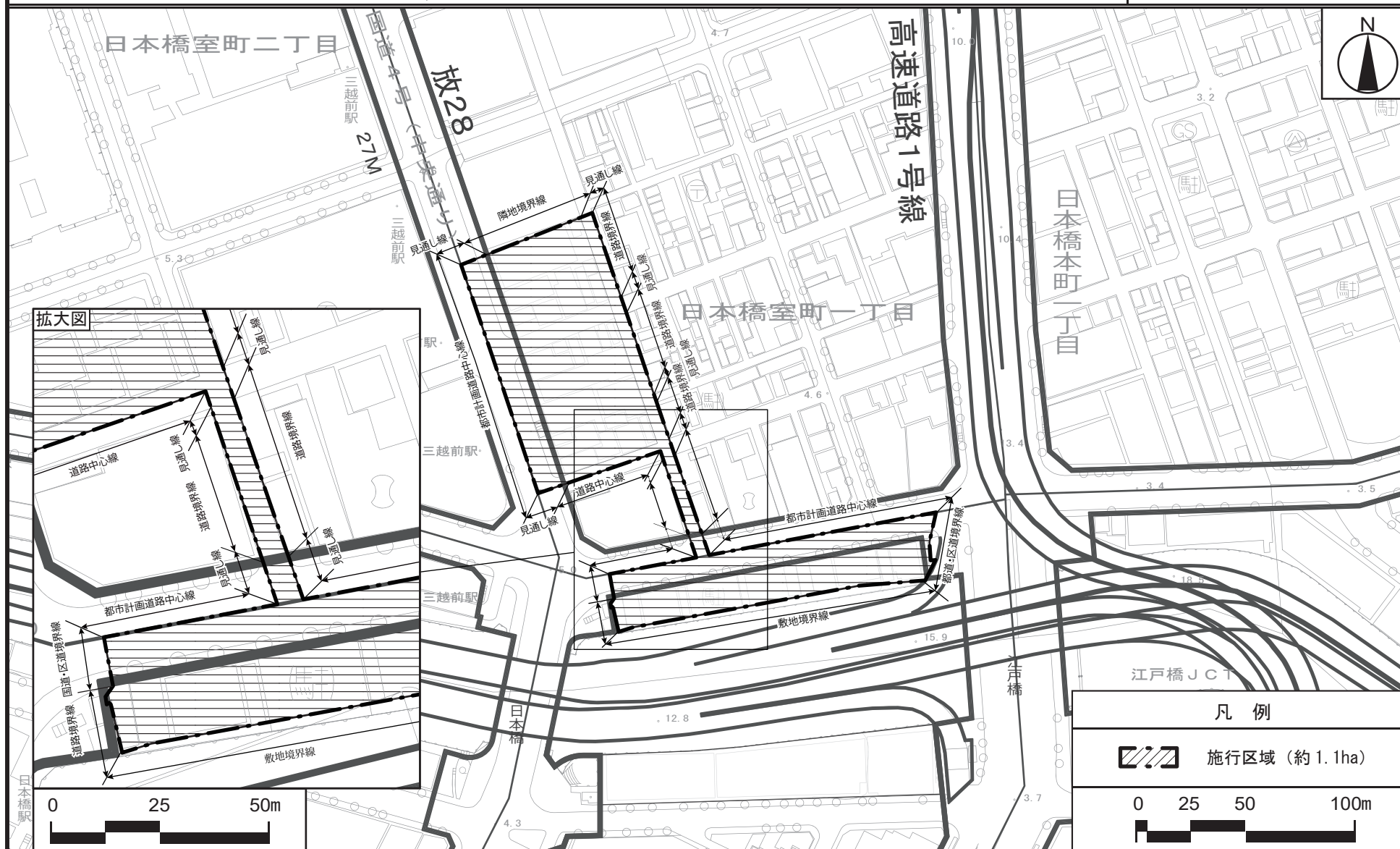
建築物の整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画
	A	約 4,800 m ²	・ A街区の地上部は、東西方向に貫通通路、南北方向に歩道状空地を設け、賑わいのある快適な歩行者空間を確保し、地域の回遊性の向上を図る。 ・ A街区の地下部は、地下鉄三越前駅と直結させ、駅からまちへの安全で快適な歩行者ネットワークを整備する。 ・ 日本橋川交流拠点の形成に向けて、B街区は日本橋川沿いに親水性の高い歩行者空間を整備するとともに、C・D街区は防災に資する倉庫等や都市高速道路第4号線分岐線の整備のための空地を整備する。
	B	約 430 m ²	
	C	約 240 m ²	
	D	約 1,360 m ²	
参 考		地区計画区域内及び都市再生特別地区内にあり。	

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり。」

理 由 ： 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るとともに、首都高速道路の地下化の実現に向けた協力を行い、あわせて、ライフサイエンス産業の拠点や国際化等に対応した居住環境の形成、日本橋川沿いの連続的な水辺空間や歩行者基盤の整備等を通じて国際競争力の強化を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

(施行区域図)

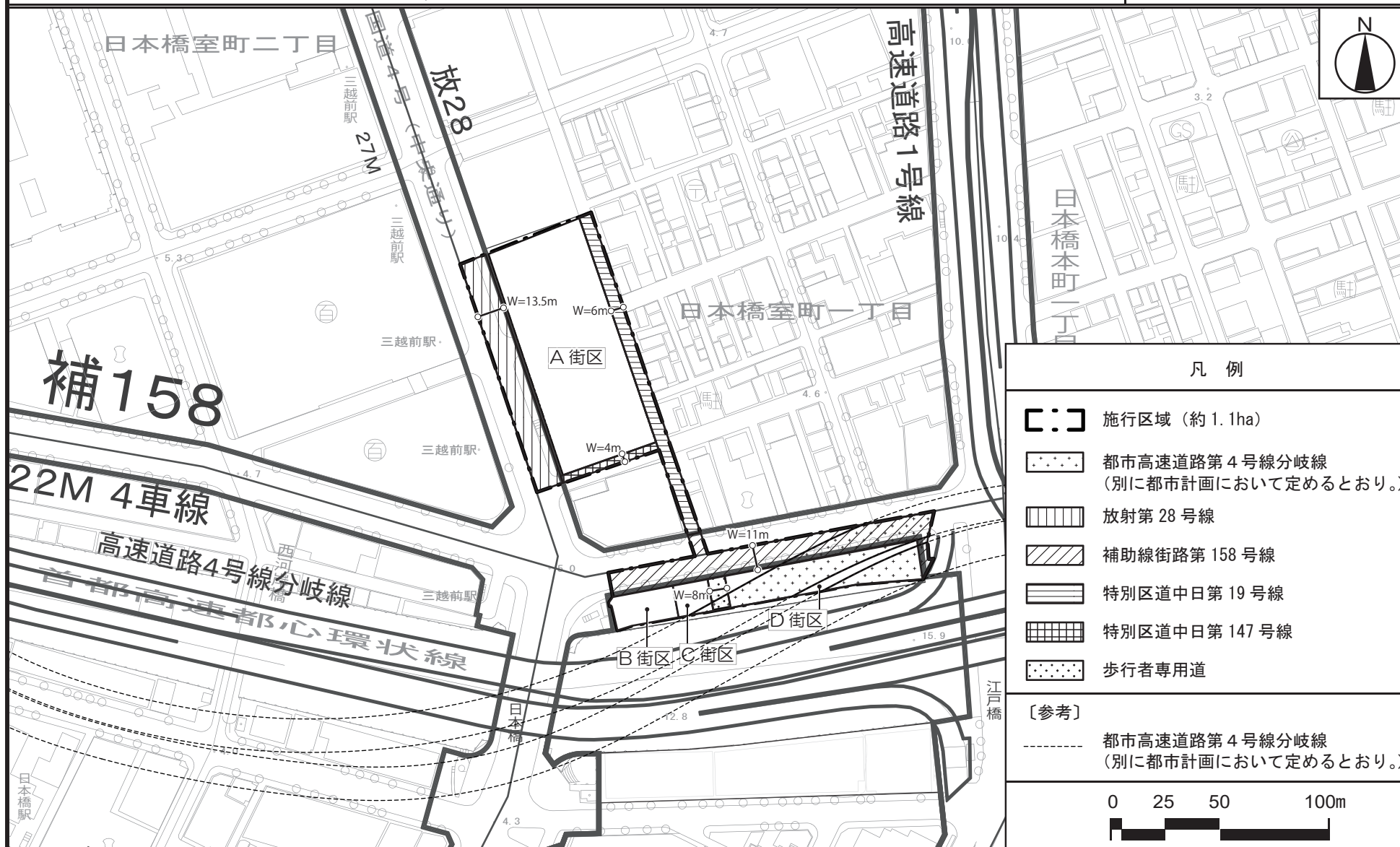
日本橋室町一丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図 1



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30都市基交測第37号・30都市基交著第59号
 (承認番号) 30都市基街都237号、平成30年12月28日
 (承認番号) 30都市基交都30号、平成30年12月25日

東京都市計画第一種市街地再開発事業 (公共施設の配置及び街区の配置図)

日本橋室町一丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図 2



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30都市基交測第37号・30都市基交著第59号
 (承認番号) 30都市基街都237号、平成30年12月28日
 (承認番号) 30都市基交都30号、平成30年12月25日

日本橋室町一丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図 3

